

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

利用者様に対するサービスの提供開始にあたり、厚生省令第36号第7条に基づいて当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

事業者の概要

事業者名称	特定非営利活動法人訪問看護ステーションコスモス
所在地	東京都台東区日本堤 1-1-7
代表者	山下眞実子
電話番号	03-3871-7228

1. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションコスモス寿
サービスの種類	訪問看護、介護予防訪問看護
所在地	神奈川県横浜市中区松影町 3-11-7 三和物産松影町ビル 701
電話・FAX 番号	045-227-8186
事業所番号	1460490086
管理者氏名	杓澤 則子
通常の事業の実施地域	横浜市中区

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約に定めに基づき、関係する市区町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため適切なサービス提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

訪問看護（介護予防訪問看護）は、看護師または准看護師がお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- (1) 病状や健康状態の管理と看護
- (2) 療養生活の相談・支援
- (3) 主治医の指示に基づく処置
- (4) 苦痛に緩和と看護
- (5) リハビリテーション

- (6) 住まいの療養環境の調整と支援
- (7) 社会資源の活用
- (8) 認知症の看護
- (9) 精神障がい者の看護
- (10) 終末期ケア
- (11) 在宅移行支援

4. 営業日時

営業日：月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始 12/30～1/4 を除く）

営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで

6. 事業所の職員体制

(2024 年 4 月 1 日現在)

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1 名
看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護等の提供にあたります。 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成します。 	非常勤 6 名

7. 利用料

① 訪問看護の利用料

訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち 1 割から 3 割までのいずれかが利用者の負担となります。ただし、給付額減額措置を受けている場合は、そちらが優先されます。

【基本料金】

	訪問看護		介護予防訪問看護	
	単位	単価	単位	単価
20 分未満	313 単位	3,480 円	302 単位	3,358 円
30 分未満	470 単位	5,526 円	450 単位	5,004 円
30 分以上 1 時間未満	821 単位	9,129 円	792 単位	8,807 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,125 単位	12,510 円	1,087 単位	12,087 円

※ 2 級地のサービス金額：1 回あたりの単価×11.12 円

※ 准看護師が訪問看護サービスを行った場合：所定の 90%

※ 通常の利用時間以外のサービスは利用料が割増しとなります。

- ・早朝・夜間（6 時～8 時・18 時～22 時）・・・・・・・・ 25%増
- ・深夜（22 時～6 時）・・・・・・・・ 50%増

【加算料金】

種類	加算の要件	単位数	単価
長時間 訪問看護加算	特別管理対象者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った	300 単位/回	3,336 円
複数名 訪問加算 I	同時に複数の看護師等が 30 分未満の訪問看護を行った	254 単位/回	2,824 円
	同時に複数の看護師等が 30 分以上の訪問看護を行った	402 単位/回	4,470 円
退院時 共同指導加算	入院中に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った	600 単位/回	6,672 円
初回加算	新規もしくは過去 2 か月以上訪問看護を受けていない場合	300 単位/回	3,336 円
サービス提供 体制強化加算 I	研修等を実施しており且つ 7 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置	6 単位/回	66 円
緊急時 訪問看護加算	24 時間連絡体制及び計画外の緊急時訪問看護を行う体制がある	574 単位/月	6,382 円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った	500 単位/月	5,560 円
特別管理加算 II		250 単位/月	2,780 円
ターミナルケア 加算	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合	2,000 単位/月	22,240 円

② 実費

- ・交通費：いたしません。
- ・死後の処置料：一律 10,000 円

③ その他

- イ) 利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者様のご負担になります。
- ロ) 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ハ) 利用料（利用者負担分の金額）は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、現金か口座引き落としの方法でお支払いください。

8. キャンセル料

いたしません。

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所(所属)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族および市区町村等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度

11. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事務所の下記窓口でお受けします。

相談窓口担当者	訪問看護ステーションコスモス寿 沓澤則子
電話番号	045-227-8186
面接場所	当事務所の相談室

当事業所以外に、市役所、区役所の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

12. サービスの利用にあたっての留意点

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことはできませんので予めご了承ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 諸事情によりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事務所の担当者へご連絡ください。

13. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

14. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、指針を整備します。また、虐待の防止のための研修を定期的に実施し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

サービス提供中に、医療従事者または擁護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

15. 身体拘束の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わないものとします。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16. 感染症の予防及びまん延防止

当事業所において、感染症まん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り指針を整備します。

また、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を、定期的に実施します。

17. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な看護サービスを継続的に提供できる体制を構築します。

また、従業者に対し、業務継続計画について説明及び周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとし、定期的に計画の見直しや変更を行います。

重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けこれに同意し交付を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____

当事業者は、訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 神奈川県横浜市中区松影町 3-11-2

三和物産松影町ビル 701

事業者名 特定非営利活動法人訪問看護ステーションコスモス

事業所名 訪問看護ステーションコスモス寿

事業所管理者名 沓澤 則子

説明者氏名 沓澤 則子